

公開  
資料2

第 4 0 2 回 幹 事 会  
諸 報 告 事 項

令和8年6月26日

日 本 学 術 会 議

## Ⅱ 諸 報 告 事 項

ページ

第 1	前回幹事会以降の経過報告	
1	会長等出席行事	2
2	委員の辞任	2
第 2	各部・各委員会等報告	
1	部会の開催とその議題	2
2	幹事会附置委員会の開催とその議題	3
3	機能別委員会の開催とその議題	4
4	分野別委員会の開催とその議題	4
5	課題別委員会の開催とその議題	7
6	若手アカデミーの開催とその議題	8
7	連絡会議の開催とその議題	8
8	サイエンスカフェの開催	8
9	記録	8
10	総合科学技術・イノベーション会議報告	8
11	慶弔	9
12	意思の表出に係る報告	9
13	意思の表出（英訳版）に係る報告	9
14	インパクト・レポート	10

## 第1. 前回幹事会以降の経過報告

### 1 会長等出席行事

月 日	行 事 等	対 応 者
5月29日(金)	記者会見	光石会長 三枝副会長 磯副会長 日比谷副会長
6月2日(火)	共同主催国際会議「第22回国際内分泌学会議」開 会式・レセプション	光石会長
6月5日(金)	日本内分泌学会創設100周年記念式典	磯副会長
6月7日(日)	日本学術会議公開シンポジウム「海洋生物と気候 変動：考えるべき倫理」(オンライン)	日比谷副会長
6月12日(金)	オーストラリア社会科学アカデミー会長との会談	光石会長 日比谷副会長
6月12日(金)	Gサイエンス学術会議2026共同声明の総理手交	光石会長 日比谷副会長
6月15日(月)～ 16日(火)	サイエンス20(S20)2026草案検討会議	光石会長 日比谷副会長
6月22日(月)	日本学術会議公開シンポジウム「若手アカデミー 15年間の活動とこれからの展望」	三枝副会長

注) 部会、委員会等を除く。

### 2 委員の辞任

総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学設計分科会  
計算力学小委員会

土谷 隆 (令和8年6月22日付)  
長谷川 浩志 (令和8年6月22日付)

## 第2. 各部・各委員会等報告

### 1 部会の開催とその議題

(1) 第二部拡大役員会 (第4回)

(兼 生命科学系の学協会連合体との円卓会議 (第3回)) (5月30日)

- ① 参加者自己紹介 (新任のみ)
- ② 現在の日本学術会議の活動及び取り巻く状況の説明

- ③ 日本学術会議と学協会連合体との意見交換
- ④ その他

(2) **第三部理工系博士人材育成分科会** (第7回) (6月10日)

- ① 記録の状況報告と今後の進め方  
一産業界における博士人材の採用状況について(参考人からの報告)一
- ② シンポの準備確認
- ③ その他

(3) **第二部役員会** (第26回) (6月24日)

- ① 次回の第二部会について
- ② 意思の表出の進捗状況について
- ③ その他

(4) **第三部拡大役員会** (第23回) (6月26日)

- ① 第三部理工系博士人材育成分科会について
- ② アクションプランの検討状況について
- ③ 第三部意思の表出状況について
- ④ 第27期への申し送りについて(第三部、分野別委員会)
- ⑤ 第27期に継続する分科会等について
- ⑥ 次回第三部会の議題について
- ⑦ その他

## **2 幹事会附置委員会の開催とその議題**

(1) **日本学術会議法人化準備委員会 日本学術会議憲章検討分科会** (第8回)  
(6月1日)

- ① 前回議事要旨(案)について
- ② 日本学術会議憲章案について

(2) **日本学術会議法人化準備委員会 自己資金検討WG** (第8回) (6月9日)

- ① 前回議事要旨(案)について
- ② 外部資金等獲得に関する基本方針(案)について

(3) **日本学術会議法人化準備委員会** (第16回) (6月11日)

- ① 会長候補者選考について
- ② 日本学術会議会則(案)について
- ③ 役員会決定(案)について
- ④ その他

(4) 財務委員会 (第6回) (6月12日)

- ① 令和7年度決算報告について

(5) 日本学術会議法人化準備委員会 (第17回) (6月19日)

- ① 会長候補者選考について
- ② 日本学術会議会則 (案) について
- ③ その他

(6) 日本学術会議法人化準備委員会 会員選任制度検討分科会 (第7回) (6月24日)

- ① 前回議事要旨 (案) について
- ② 分科会の検討事項について
- ③ その他

### 3 機能別委員会の開催とその議題

(1) 科学者委員会 学術研究振興分科会 (第10回) (6月8日)

- ① 提言「未来の学術振興構想 (2026年版)」 (案) について
- ② 提言のフォローアップについて
- ③ その他

(2) 国際委員会 国際会議主催等検討分科会 (第12回) (6月10日) ※メール審議

- ① 国際会議の後援について (1件)

(3) 国際委員会 (第27回) (6月25日) ※メール審議

- ① 国際会議の後援について (1件)

### 4 分野別委員会の開催とその議題

#### 第一部担当

(1) 法学委員会 リスク社会と法分科会 (第20回) (5月31日)

- ① 意思の表出について

(2) 史学委員会・哲学委員会合同 科学技術・学術の政策に関する歴史的・理論的・社会的検討分科会 (第6回) (6月3日)

- ① 公開シンポジウムの開催報告
- ② 公開シンポジウムの企画について
- ③ 今後の進め方について
- ④ その他

(3) 地域研究委員会 地域研究社会連携分科会 (第4回) (6月3日)

- ① 「報告」案について

- ② 今後の活動について
- ③ その他

(4) 法学委員会 ICT社会と法分科会 (第8回) (6月7日)

- ① シンポジウム開催について
- ② その他

(5) 法学委員会 法学研究者養成分科会 (第7回) (6月10日)

- ① シンポジウム開催について
- ② その他

(6) 地域研究委員会 多文化共生分科会 (第11回) (6月13日)

- ① 報告 松田 素二委員 (京都大学名誉教授/総合地球環境学研究所特任教授)  
「多文化共生と学知の責任 -アイヌ民族に関する研究倫理指針策定をめぐる-」
- ② 報告 丸山 淳子委員 (津田塾大学学芸学部多文化・国際協力学科教授)  
「先住民・観光・多文化共生 -南部アフリカと日本を事例に-」
- ③ 日本学術会議の最近の動向
- ④ 今後の活動予定
- ⑤ その他

第二部担当

(1) 農学委員会 地域総合農学分科会 (第11回) (6月2日)

- ① 第3回シンポジウムについて
- ② その他

(2) 食料科学委員会・農学委員会合同 CIGR 分科会 (第3回) (6月8日)

- ① CIGR World Congress (派遣) について
- ② 次期分科会の継続について (引継について)
- ③ 法人化について
- ④ 学協会との連携について (農業工学会の報告)
- ⑤ その他

(3) 食料科学委員会 畜産学分科会 (第9回) (6月15日)

- ① 総会・部会等の報告
- ② 共同主催セミナー・シンポジウムの報告
  - ・ 日本繁殖生物学会と共催セミナーの実施報告 (予定)
  - ・ 9月シンポジウムの準備状況
- ③ 意思の表出 (継続協議)
- ④ その他

(4) 基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 総合微生物科学分科会(第4回)、農学委員会・基礎生物学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 IUMS 分科会(第5回)合同会議(6月22日)

- ① 総合微生物科学分科会の活動について
- ② IUMS 分科会の活動について
- ③ IUMS について
  - ・ 理事の推薦について
  - ・ 微生物命名委員の推薦について
  - ・ IUMS2030 について
- ④ 日本微生物学連盟 2025 年度決算および 2026 年度予算について
- ⑤ 事務経費の増額について
- ⑥ 日本微生物学連盟「野本賞」について
- ⑦ 日本微生物学連盟フォーラムについて
- ⑧ 日本微生物学連盟共催・後援学術集会、日本微生物学連盟共催シンポジウムについて
- ⑨ 日本学術会議について
- ⑩ 次回の分科会・連盟理事会について
- ⑪ その他

(5) 食料科学委員会・農学委員会合同 農芸化学分科会(第5回) (6月25日)

- ① 7月25日開催の公開シンポジウムについて
- ② 日本農芸化学会との連携について(日本農芸化学会大会における農芸化学分科会主催シンポジウム開催について)
- ③ その他

### 第三部担当

(1) 物理学委員会(第15回)(5月30日)

- ① 東京大学物性研究所協議会委員候補者について
- ② 総会における、今後の学術会議のあり方に関する会長報告の説明
- ③ 総会における討議内容報告
- ④ 分科会報告と討議内容報告
- ⑤ 分科会で依頼のあった、博士人材の分野ごとの現状と問題点執筆について
- ⑥ 2029年の国連の国際年 International year of Asteroid awareness and Planetary Defence について
- ⑦ 27期への申し送り事項について
- ⑧ その他

(2) 情報学委員会 ITの生む諸課題検討分科会(第7回)(6月1日)

- ① 現状のITの生む諸課題について
- ② 今後の予定について
- ③ その他

(3) 材料工学委員会 新材料デザイン検討分科会 (第6回) (6月1日)

- ① 新材料デザインに関する講演1
- ② 新材料デザインに関する講演2
- ③ 今後の予定
- ④ その他

(4) 地球惑星科学委員会 地球・人間圏分科会 (第9回) (6月8日)

- ① 社会水文学に関する情報交換
- ② 社会水文学に関する議論
- ③ その他

(5) 化学委員会 (第19回)、化学委員会 化学企画分科会 (第10回) 合同会議  
(6月11日)

- ① 公開シンポジウム“AI for Chemical Sciences”について
- ② 今後の活動について
- ③ その他

(6) 化学委員会 無機化学分科会 (第9回) (6月11日)

- ① 「見解」の進捗状況について
- ② 今後の展開について
- ③ その他

(7) 機械工学委員会 ロボット学分科会 (第10回) (6月12日)

- ① 話題提供1: 「ロボットが社会インフラとなる可能性 (仮)」  
金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授 渡辺 哲陽先生  
話題提供2: 「ヒューマノイドの現在と未来」  
東京大学次世代知能科学研究センター講師 河原塚 健人先生
- ② その他  
・今後のスケジュールについて

(8) 化学委員会・総合工学委員会合同 触媒化学・化学工学分科会 (第9回)  
(6月15日)

- ① 記録: 研究者エシックスについて～最終確認と承認～
- ② 今期の活動について
- ③ その他

## 5 課題別委員会の開催とその議題

なし

## 6 若手アカデミーの開催とその議題

(1) 若手アカデミー会議 (第7回) (6月22日)

- ① 第26期の活動の振り返りと第27期への引継ぎ・体制・活動方針について
- ② 公開シンポジウム「若手アカデミー 15年間の活動とこれからの展望」について
- ③ その他

## 7 連絡会議の開催とその議題

なし

## 8 サイエンスカフェの開催

なし

## 9 記録

文書番号	SCJ第26期 080612-26540400-097
委員会等名	日本学術会議化学委員会物理化学・生物物理化学分科会
標題	日本の研究力再生に向けた構造的課題と改革の方向性
作成日	令和8年(2026年)6月12日

文書番号	SCJ第26期 080619-26550400-098
委員会等名	日本学術会議総合工学委員会原子力安全に関する分科会
標題	「福島第一原発事故に関わる環境モニタリングデータ・測定試料に関するアンケート調査」の結果について
作成日	令和8年(2026年)6月19日

## 10 総合科学技術・イノベーション会議報告

### 1. 本会議

なし

### 2. 専門調査会

なし

### 3. 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員会合

6月11日(木)

6月25日(木)

## 1.1 慶弔

### ○慶事

- ・アントニオ・フェルトリネッリ国際化学賞 令和8年6月12日公表  
菅 裕明（会員（第25-26期））

## 1.2 意思の表出に係る報告（別冊参照）

### ○見解

- (1) 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会  
「ジェンダー統計充実に向けた性別情報の意義」  
(令和8年6月5日公表)
- (2) 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会  
「婚姻の平等実現に向けた民法改正への提案—相次ぐ違憲判決をふまえて—」  
(令和8年6月5日公表)
- (3) 健康・生活科学委員会パブリックヘルス科学分科会  
「加熱式タバコを含めた喫煙行動の調査・モニタリングの必要性について」  
(令和8年6月8日公表)
- (4) 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会  
「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅲ）—司法判断の進展をふまえて—」  
(令和8年6月11日公表)
- (5) 健康・生活科学委員会高齢者の健康・生活分科会  
「エイジ・フレンドリーな地域社会の実現—住民主体・住環境・データ活用を統合する学際的アプローチ—」  
(令和8年6月18日公表)

### ○報告

- (1) 土木工学・建築学委員会デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会  
「デザインをめぐる知の構築と社会的理解に向けて—公共的価値を支える多様な知と実践へ—」  
(令和8年6月5日公表)

## 1.3 意思の表出（英訳版）に係る報告（別冊参照）

- (1) 科学者委員会 学術体制分科会（日本語提言：2024年11月28日公表）  
提言「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」  
(要旨)

## 1.4 インパクト・レポート

### 提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて—成育方法の課題と提言—」 インパクト・レポート

#### 【要旨】

我が国の子どもたちは、1980年後半以降、運動能力や体力の低下、肥満や糖尿病等のリスクの増加、不登校、うつ、孤独感の増大、学習意欲の減退等といった課題に直面している。

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会では、先に発出された提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて—成育空間の課題と提言—」による課題提起を契機として議論を更に深化させ、2011年4月28日に、これらの対策を子どもの成育環境全体の問題として捉え、総合的な政策立案を強化・推進するための統合的な部局の設立や、「子ども家庭省」、「子ども庁」等の設置及び法整備、さらには地方自治体における組織編成の必要性を提言した。

2011年の本提言発出後、日本学術会議による関連する提言の継続的な発信や、日本医師会、超党派の議員連盟による活動が展開された。その結果、2018年12月に成育基本法（議員立法）が成立し、さらに2021年6月の「骨太の方針」には「こども庁（仮称）」創成の方針が明記された。これを受け、2022年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、2023年4月に「こども家庭庁」が発足した。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されるなど、2011年の本提言は、現在の我が国の子ども政策の根幹を成す法整備や組織改編へとつながる先駆けとなった。

## 1 提言等の内容

### (1) 子どもの成育方法の改善

子どもの成育環境において、成育方法は極めて重要な要素である。近年の成育環境の変化は主にその成育方法の変化によるものだともいえる。それが子どもの遊び、運動、学習意欲に大きく関わっている。適切な成育方法の獲得を国民・市民の生活改善運動として展開し、総合的に、そして公民共に意識と行動を喚起することを提言する。

#### ① 多様な実体験を可能にする成育方法の確保

テレビ等の受動的なものへの接触機会を適切なものにし、孤立的なものではなくコミュニティを通して屋外遊びを体験し、スポーツを習得し、自動車に過度に依存する生活を脱却し、子どもが他者と適切に触れ合う機会を増やすライフスタイルを獲得すべきである。それが子どもたちの心身の安定性を高める方向でもある。

#### ② 子どもたち自らが主体的に困難な状況を乗り越える方法等の獲得

子どもは様々な群れ遊びや自然遊び、ものづくり遊びを通して、困難な状況を乗り越える方法を獲得していき、挑戦していく力を蓄えていく。「行動は見るだけでは上達す

ることがない」ことは実証されているが、我が国の子どもは「見ること」に多くを費やし、自分の体での実体験が少ないため、行動を起こしたり、挑戦したりすることができなくなりつつある。様々な実体験を通じ、子どもたちがリスクを受け入れ、それを乗り越える力を持つことが重要である。

### ③ 子どもの成育環境を重視する大人のライフスタイル・社会システムの確立

子どもの生活、ライフスタイルは大人のそれが最も影響を与える。子どもたちの健全な成長のために、大人のライフスタイルや社会システムそのものがそれらを重視したものととなり、さらにそれらを喚起する国民に対する広報活動、啓蒙活動、啓発活動が展開される必要がある。

#### (2) 子どもの成育環境を改善する総合的行政と法整備

将来の我が国を担う子どもたちが、創造的な意欲と感性、そして社会性を持つ人材として育つためには、豊かな成育環境が実現されなければならない。それを実現するための行政組織も総合的な政策調整、立案機能、そして速やかな実行・行動へと移行できる組織が重要である。そのための法整備や、内閣府の中に子どものための教育、保育、医療、そして環境を統合する部局の設立あるいは「子ども家庭省」、「子ども庁」等の早期実現が図られる必要がある。また、特に市民国民の日常的な生活に関わる地方自治体においても、総合的部局が編成される必要がある。

## 2 提言等の発出年月日

2011年4月28日

### 本提言に先立つ提言

・2008年8月28日

提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて—成育空間の課題と提言—」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）

### 本提言発出後に発出された提言

・2011年8月16日

提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針（健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会）

・2013年3月22日

提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育時間の課題と提言—」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）

・2017年5月23日

提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育コミュニティの課題と提言—」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）

・2018年12月14日

提言「生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育への提案—より効果的な家庭科教育

の実現に向けて—（健康・生活科学委員会家政学分科会）

・2020年8月11日

提言「生活習慣病予防のための良好な成育環境・生活習慣の確保に係る基盤づくりと教育の重要性」（臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会）

### 3 フォローアップ（提言を浸透させるための提言者側のシンポジウムや出版等の活動）

本提言の発出後、提言を計400部印刷した。そのうち関係省庁（文部科学省、厚生労働省）へ各100部（計200部）を配布し、残りの200部を日本学術会議及び提言作成委員に配布した。

配布から1年後、両省を対象にアンケート調査を実施し、配布した「提言」の内容（冒頭2ページの要旨を含む）を確認したかと聞いたところ、「内容を確認した」との回答が4%であった。

### 4 社会に対するインパクト

(1) 政策への反映

有・無

#### 本提言発出後の国の動き

・2012年4月

日本医師会の「周産期・乳幼児保健検討委員会」（産科医8名・小児科医8名で構成）は、小児保健法の適応範囲を拡大すること、及び法案の名称を「成育基本法」とすることを提案した。

・2013年10月16日

日本医師会の常設委員会である「周産期・乳幼児保健検討委員会」（五十嵐隆委員長）は、「成育基本法（案）」の骨子案を含む答申をまとめ、日本医師会に提出した。

本答申は、我が国の現状について「子どもの健全な育成を保障するための社会的施策が立ち遅れており、子どもを産みにくく育てにくい家庭、職場、社会環境にある」と指摘した。その上で、子どもの健やかな発育を目指すためには、成育環境の整備が必要であり、健やかな子どもの育成は国の責務であるとの基本認識の下、成育過程にある者及びその養育者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法（理念法）として、「成育基本法」の制定を提案した。

「成育基本法（案）」は、国による子ども政策の一元化・司令塔機能の必要性にも言及しており、その後の「こども家庭庁」設立につながる事となった。

本答申を基に、成育基本法（案）制定に向け、関係議員による政府への働きかけが開始され、2015年には法案の原案が完成した。しかしながら、その後は他の重要法案との兼ね合いもあり、国会提出に向けた超党派の合意形成に時間を要することとなった。

・2018年5月22日

超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟（会長：河村建夫衆議院議員、事務局長：自見はなこ参議院議員）」（現「成育基本法推進議員連盟」）が設立・総会を開催した。

- ・2018年11月  
超党派議員連盟は、審議の末、法律の名称を「成育基本法」と決め、国会に提出した。
- ・2018年12月8日  
成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が参議院本会議にて可決成立した。
- ・2021年6月18日  
骨太の方針に「こども庁」創成の方針が明記された。
- ・2021年12月15日  
政府は、子ども政策の司令塔として2023年度につくる新しい省庁の名称について、「こども庁」から「こども家庭庁」に変更する修正案を自民党の会合で示した。
- ・2022年2月～6月  
第208回通常国会に「こども家庭庁設置法案」及び「こども基本法案」が提出され、衆議院及び参議院それぞれでの審議を経て、同年6月15日に可決成立し、同年6月22日に公布された。
- ・2023年4月1日  
こども家庭庁が発足した。
- ・2023年12月22日  
「こども大綱」が閣議決定された。
- ・2024年6月～9月  
こどもの貧困の解消に向けた対策推進法が、2024年6月19日に参議院本会議で可決成立し、同年9月25日に施行された。

## (2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

### 学協会

- ・2021年6月2日  
公益社団法人日本小児科医会が第10回記者懇談会にて「Children First の子ども行政のあり方～こども庁の創設に向けて～」をテーマに講演会を開催した。
- ・2022年9月30日  
公益社団法人日本小児科学会（岡 明会長）が17事項にわたる「令和5年度こども家庭庁概算要求に関する要望書」を提出した。
- ・2022年12月2日  
日本医師会開催の令和5年度家族計画・母体保護法指導者講習会にて、日本医師会として社会全体で妊娠期から切れ目のない支援を受けられる体制整備が図られるよう、実効性のある政策の実現に向けて積極的に政策提言を行うことを表明した。
- ・2023年11月5日  
公益社団法人日本小児保健協会は、第39回日本小児保健セミナーにて「こども家庭庁設立とこれからのこども支援」をテーマにした講演会を主催した。
- ・2023年6月16日  
公益社団法人日本小児保健協会は、第70回日本小児保健協会学術集会にて「今後の成育保険医療について～こども家庭庁の創設と成育医療等基本方針等の見直しを踏まえて

～」をテーマに講演を行った。

・2024年12月8日

公益社団法人日本小児科医会は「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（2023年3月22日閣議決定に基づく公益社団法人日本小児科医会行動目標（第2版）」を発出した。

## 5 メディア

なし

6 意思の表出内容において、他の異なる意見との関係性等に変化があれば記載してください。

なし

## 7 考察と自己点検(a-c から一つ選択し、説明する)

(a) 予想以上のインパクトがあった

(b) ほぼ予想通りのインパクトが得られた

(c) 期待したインパクトは得られなかった

なお、インパクト・レポートの作成に当たっては、五十嵐隆博士（国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長／元日本学術会議第二部会員）よりご助言と情報の提供、並びに内容の校閲をいただいた。

インパクト・レポート作成責任者  
日本学術会議副会長（第26期）  
健康・生活科学委員会委員（第26期）

磯 博康

提出日 2026年4月13日

提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」(2019年7月2日)

提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」(2020年8月31日)

## インパクト・レポート

### 【要旨】

ゲノム医療・精密医療を多層的・統合的に推進するための研究基盤、情報基盤及び推進環境の整備は、喫緊の課題である。そのため、第24期臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会は、2019年5月18日に公開シンポジウムを開催し、同年7月2日に、第24期基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同ゲノム科学分科会、臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会、同脳とこころ分科会、同腫瘍分科会による提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」が公表された。続く2020年8月31日に、第24期臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会が提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」を公表し、学術団体等との連携、遺伝カウンセラーの国家資格化、遺伝子医療部門・ゲノム医療部門の充実による人材育成を提起した。

これらの提言の後、2023年6月16日には、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」(令和5年法律第57号)が公布・施行され、2025年11月21日に同法第8条に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。さらに、2024年3月13日に、日本医学会、一般社団法人日本医学会連合及び公益社団法人日本医師会が、同法に関する提言を公表し、基本計画に組み入れるべき事項を提示した。加えて、一般社団法人日本製薬工業協会(製薬協)も、ゲノム情報基盤の整備、臨床情報及びオミックス情報の利活用、全ゲノム解析等実行計画の加速等を通じたゲノム創薬の推進を継続的に提言しており、日本学術会議が先行的に提示してきた論点は、医学界のみならず産業界の政策議論にも接続している。

## 1 提言の内容

### ○ 提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」

#### 1 作成の背景

ゲノム医療・精密医療とは、ゲノム情報と症状や検査値を組み合わせることで患者を層別化し、各層の患者に合った治療を行うものである。疾患は個々人の遺伝的要因と環境的要因の相互作用の中から生じる。ゲノム情報を利用して遺伝的要因を明らかにし、疾患の発症機序を理解し、それに直接介入する診断法・治療法・予防法を開発することが、現在の医学研究全体のパラダイムとなっている。それを受け、ゲノム医療・精密医療が医療の新しい方法論・技術手段(モダリティ)として登場し、その推進を目指して、アメリカ合衆国の“Precision Medicine Initiative (PMI)”始め、多数の大規模研究が世界各国で展開されている。

日本においても、ゲノム医療実現推進協議会の「中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」という。)が発表され、ゲノム医療・精密医療は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の9本の柱の一つとして研究開発が進められるに至った。その成果の一

つとして、平成 30 年度には、がん治療におけるパネル検査の保険収載が行われた。

「中間とりまとめ」から 3 年余りが経過し、国際状況の変化、実際の研究の取組や、臨床応用の試みの中で、新たな問題が明らかになってきている。本提言は、平成 26 年に策定された「健康・医療戦略」の 5 年目の見直しに当たり、ゲノム医療・精密医療の研究とその成果の臨床応用を、個人のゲノム情報保護に十分配慮しつつ、効率的に推進していく方向性を示すことを目的としている。

## 2 現状及び問題点

日本でもゲノム医療・精密医療の研究開発が進められているが、世界に目を転じるとその研究開発の規模と進展の差が大きくなっている。例えば、上記の PMI は、現在、“All of Us”と名前を変え、30 万人の全ゲノム解析、100 万人規模の電子カルテ情報の収集、大規模サンプル収集、大規模ライフログの収集を含む、10 年間で 1500 億円規模の統合的研究プロジェクトになっている。英国では 10 万人のゲノム解析を目指した Genomics England が目標を達成し、さらに目標を 500 万人にしたプログラムが開始された。欧州の他の国々、中国等でも類似の規模のゲノム医療・精密医療の研究開発プログラムが進行している。

疾患の発症や進行にかかわるゲノム変異の頻度には、地域差・民族差があることが知られている。欧米では比較的多いゲノム変異が、日本人に少ないという例や、逆の例が多く見られる。このため日本人のゲノム解析を行い、疾患発症等に関するゲノム変異についてのエビデンス（以下「エビデンス」という。）が欠かせない。医薬品の開発も、疾患発症等に強く関係する変異を持つ遺伝子を標的とした開発が主流になりつつある。このため日本人のエビデンスを得て、日本人に向けた医薬品治療法の開発を行うことが重要である。がんを対象にパネル検査の保険収載は実現したが、制度的に、薬剤によりパネル検査の他に既存のコンパニオン検査を 2 重に行う必要があり、多くの無駄が生じている。

ゲノム医療・精密医療の分野では、ベンチャーや企業の関与が欧米に比べ低いことが問題となっている。特に、2017 年の個人情報保護法の改正でゲノム配列情報が匿名化できない個人識別符号とされ生じた問題がある。我が国の個人情報保護法制は対象機関種類ごとに異なる規制があるなど複雑な構造を持っている。ゲノム配列情報が個人識別符号とされたことにより、特に、改正個人情報保護法以前に取得された既存試料からのゲノム配列情報の、企業と国立大学間といった研究主体間での受け渡しと利用が阻害されている。企業の研究であっても、行政指針の定める手続に従い「学術研究」と当該機関倫理委員会で判断されると法の適用除外を受けられる。しかし、その基準にまだ明確なコンセンサスがなく、両者が相まって企業が本分野の研究開発に参入する上での障害となっている。

ゲノム医療・精密医療が進展し診療への応用が進むと、市民が疾患の遺伝的要因と向き合う機会が増えると考えられる。しかしながら、日本では、臨床遺伝専門医や認定遺伝カウンセラーの数は少なく、医療従事者のゲノム医療・精密医療に対するリテラシーも必ずしも高くない。このような状況は、ゲノム医療・精密医療の実施によって明らかになる疾患の遺伝的要因に対する社会の理解を妨げ、ひいてはゲノム医療・精密医療に対する信頼を失わせることもなりかねず、ゲノム医療を推進していく上での課題となっ

ている。

### 3 提言の内容

#### (1) 日本人のエビデンスを得るためにゲノム解析規模を拡大すべきである

広い範囲の疾患を対象に日本人のエビデンスを得ることが必要であり、ゲノム解析の規模を、それぞれの疾患で、対照例も含め数万人レベルに引き上げるべきである。また、必要とされる規模に対応した研究体制の充実を図るべきである。日本人は、欧米に比べ、遺伝学的に均一で診療の質も高いためゲノム解析研究には有利で、これからゲノム解析を本格化しても、欧米に遜色ない成果が得られ、世界をリードすることが期待できる。

#### (2) 多層的・統合的なゲノム医療・精密医療研究の推進を行うべきである

「健康・医療戦略」の見直しでは、ゲノム医療・精密医療を、疾患横断的なモデリティと明確に位置付けて、現在、明確にゲノム医療研究プロジェクトとして進められている研究と、各疾患研究の中で小規模に行われているゲノム解析を連携させ、改めて大規模ゲノム解析研究へ発展させるべきである。さらに、ゲノム解析技術、情報解析、バイオバンクなどの拠点群を選定し、連携させて統合的な研究体制を構築すべきである。

#### (3) ゲノム医療・精密医療を推進する上での環境整備を進めるべきである

ゲノム医療・精密医療を推進するに当たって、従来からあったコンパニオン診断の考え方を安易に当てはめるのではなく、無駄を省くルール作りをするべきである。

企業による研究開発を促進するための環境整備が望まれる。特に、個人識別符号とされたゲノム配列情報を、改正個人情報保護法に従いつつ適切に利活用するために、ゲノム配列情報の受け渡しの基準や「学術研究」の具体的な基準を明確化すべきである。

ゲノム医療・精密医療の推進には、疾患の遺伝的要因に対する患者・市民の理解が重要である。そのためには、臨床遺伝専門医や認定遺伝カウンセラーの充実と臓器別ではない横断的な遺伝子医療部門の整備が必要である。それに加え、医師・医療関係者を中心にゲノム医療・精密医療に対するリテラシーの向上を図るべきである。

## ○ 提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」

### 1 作成の背景

臨床ゲノム医学分科会は、基礎科学、基礎医学に留まらない臨床の場における遺伝学、ゲノム学のあり方を検討することを目的に、2018年度、第24期臨床医学委員会の中に新たに設置された。臨床ゲノム医学は既存の診療科や専門領域の枠組みを超えた横断的な視点で考える必要があり、本分科会は、臨床医学のさまざまな領域（臨床遺伝学、内科学、小児医学、神経学、精神医学、周産期医学、腫瘍学、病理学、等）の専門家によって構成されている。

2019年度、第24期基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同ゲノ

ム科学分科会及び臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会、臨床医学委員会脳とこころ分科会、臨床医学委員会腫瘍分科会が、合同で、提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」を公表した。主な指摘事項は、下記の3点である。

- (1) 日本人のエビデンスを得るためにゲノム解析規模を拡大すべきである
- (2) 多層的・統合的なゲノム医療・精密医療研究の推進を行うべきである
- (3) ゲノム医療・精密医療を推進する上での環境整備を進めるべきである

(1)と(2)については、ゲノム医療協議会等において、取り上げられ、充実した計画が立てられつつある。一方、(3)については、未だ不十分であるという認識のもと、本分科会では、臨床ゲノム医学の立場から進めるべき環境整備の一つとして、「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」に関する審議を行い、結果を提言としてまとめることとした。

## 2 現状及び問題点

ゲノム医療協議会等において、ゲノム医療推進に向けた種々の取組が計画・実施され始めている。しかしながら、これらの取組は、ゲノム医療推進のための研究開発に重点が置かれており、研究成果をどのように臨床の場で生かしていくのかについての具体的な計画立案が十分とはいえない。ゲノム医療を推進する上で必要となる環境整備について考える際、領域ごとの課題を整理するとともに、領域間で共通の課題を抽出することが重要である。以上を踏まえ、ここでは代表的な5つの領域の課題について検討した。

がんゲノム医療領域では、がん遺伝子パネル検査やコンパニオン診断としての遺伝学的検査が保険収載されるなど、遺伝情報を用いたがん医療が急速に一般医療に導入されている。ここで明らかにされる生殖細胞系列の遺伝情報は、治療選択に役立てられるだけでなく、患者・血縁者の将来予測、健康管理にも役立てられるものであり、正確な情報提供と心理社会支援、結果に基づく自己決定の支援を行う遺伝カウンセリングの体制整備とこれを担う人材を育成することが求められている。

難病ゲノム医療領域では、欧米・アジア先進国では、3,000種類をこえる遺伝学的検査が実施可能であるが、我が国で保険収載されているのは、140疾患(群)(令和2年度)に過ぎず、しかも外部からの検査を受託している施設は極めて少ない。遺伝性腫瘍症候群の遺伝学的検査も、難病の遺伝学的検査も「単一遺伝子疾患の診断」という共通の目的があり、どちらもゲノム医療として実施できる体制の整備が求められている。

精神医学領域のゲノム医療に関しては、精神疾患も合併する難病の発症原因バリエーションの同定などにより、ゲノム情報を医療に活かすことが可能になっている疾患も増えつつあるが、「遺伝」の問題が忌避され、ゲノム医療の成果が遺伝カウンセリングに基づいた形で活かされず、結果的に当事者・ご家族の要望に十分応えることが出来ない状況がある。精神科を含む多診療科と連携した遺伝子医療部門・ゲノム医療部門の充実が求められる。

生殖医療領域のゲノム医療では、着床前診断や出生前診断に遺伝子解析技術が用いられている。生命の選別という倫理的問題があり、今までは日本産科婦人科学会の見解、ガイドライン等により、実施されてきた。しかし、学会の見解には罰則規定もなく、学会員以外の者がルールを無視して実施するなど、一学会の機能を越えた問題となっている。着床前診断、出生前診断、提供胚による妊娠、代理出産などの法的整備は喫緊の課

題である。

免疫アレルギー分野におけるゲノム医療では、層別化医療及び予防的・先制的医療の実現を目指して、医師、医療関係者、研究者、製薬・医療機器企業、食品、ヘルスケア、家電メーカー等と患者・家族・市民等の幅広い人々が積極的に参画することが必要である。そのためには、患者・市民の目線も含めた多様な視点で円滑に遂行されるシステムの確立とともに、適切な情報がより迅速に個々の患者・市民に伝わる情報網の構築が必須となる。

上記の現状と問題点について、領域横断的な遺伝医学関連学会・団体（一般社団法人日本人類遺伝学会、一般社団法人日本遺伝カウンセリング学会、日本遺伝子診療学会、全国遺伝子医療部門連絡会議、等）では、ゲノム医療推進のために、人材育成の取組（臨床遺伝専門医制度、臨床細胞遺伝学認定士制度、認定遺伝カウンセリング制度、ジェネティックエキスパート認定制度、等）、全国遺伝子医療部門の組織化、及びゲノムリテラシー向上の取組を行っている。

### 3 提言の内容

ゲノム医療協議会等は、ゲノム医療推進のために下記3点を考慮すべきである。

#### (1) 学術団体等の取組との関係

ゲノム医療に関係する領域横断的な学術団体では、ゲノム医療推進に必須のゲノムリテラシー向上の取組、人材育成、全国的なネットワークの構築等を行っているが、未だ十分に国の施策に反映されているとは言えない。ゲノム医療推進の計画・実施に際しては、既に行われている学術団体等の取組とより一層密に連携して行うべきである。

#### (2) 遺伝カウンセラーの国家資格化

遺伝学的検査・診断に際しては、遺伝カウンセリングの実施が必要であり、既に学会が認定する「認定遺伝カウンセラー」が、医療の様々な場面で活躍し始めているが、国家資格化されていないために種々の限界がある。ゲノム医療を更に推進させていくためには、患者・当事者との接点を担う遺伝カウンセラーを充実させる必要があり、早急に国家資格化すべきである。

#### (3) 遺伝子医療部門の充実

ゲノム医療推進のためには、臓器別・領域別ではなく全てのゲノム情報を適切に扱うことのできる遺伝子医療部門・ゲノム医療部門の充実が必須であり、ゲノム医療の技術料を算定することや、遺伝カウンセリングを技術料として算定することなどにより、医療経済面の観点からも自立した診療を可能とする診療報酬体系を構築すべきである。

## 2 提言の発出年月日

- 2019年7月2日 提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」  
(基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同ゲノム科学分科会、臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会、同脳とここ

ろ分科会、同腫瘍分科会)

- 2020年8月31日 提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」  
(臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会)

### 3 フォローアップ

(なお、2020年提言本文の参考資料には同公開シンポジウムの日付として2019年6月1日との記載もみられるが、幹事会資料及び活動報告に基づき、本レポートでは2019年5月18日とする。)

- ・2020年11月18日～12月2日

日本人類遺伝学会第65回大会にて、シンポジウム「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成：学術会議提言」を開催

- ・2024年3月13日

日本医学会、一般社団法人日本医学会連合及び公益社団法人日本医師会が連名で、ゲノム医療推進法に関する提言を公表し、基本計画に組み入れるべき事項を、日本医学会所属142分科会の意見を踏まえて取りまとめた。

- ・2021年以降

一般社団法人日本製薬工業協会（製薬協）は、ゲノムを始めとするオミックス情報と臨床情報の利活用により、創薬の成功確率向上や開発の迅速化が期待されることから、全ゲノム解析等実行計画の加速、標準化・構造化された臨床情報及びオミックス情報の充実、産業界を含む利活用可能なゲノム情報基盤の整備を継続的に求めてきた。また、2025年には、ゲノム情報の活用により病態の根本理解が進み、有効性の高い医薬品の創製が期待されるとして、ゲノム創薬の推進を要望している。

### 4 社会に対するインパクト

- (1) 政策への反映

① 有・無

- (2) 本提言発出後の国の動き

- ・2023年6月16日

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和5年法律第57号）の公布

- ・2025年11月21日

同法第8条に基づき「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定

- (3) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

- ・2020年11月18日～12月2日

一般社団法人日本人類遺伝学会が第65回大会において「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成：学術会議提言」シンポジウムを開催した。これを受けて日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会において人材育成に関する議論が継続された。

- ・2021年3月1日  
公益社団法人日本精神神経学会は、一般向けに精神疾患とゲノム情報・ゲノム医療に関する情報発信を学会ウェブサイトで実施した。
- ・2024年3月13日  
日本医学会、一般社団法人日本医学会連合及び公益社団法人日本医師会が、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」に関する提言を公表。ゲノム医療推進法に基づく基本計画に反映すべき事項を、日本医学会所属 142 分科会の意見を踏まえて整理した。
- ・2024年10月15日  
公益社団法人日本産科婦人科学会は、一般向けに重篤な遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-M）に関する情報発信を学会ウェブサイトで実施した。
- ・2021年3月12日公表の「製薬協 政策提言 2021」、2023年2月16日公表の「製薬協 政策提言 2023」、及び2025年2月26日公表の「製薬協 政策提言 2025」において、産業界の反応として、製薬協は、ゲノム情報基盤の整備とその産学官での利活用、時系列の臨床情報・オミックス情報の充実、全ゲノム解析等実行計画の加速を国に対して繰り返し要望した。特に、「製薬協 政策提言 2025」では、ゲノム情報の活用が病態の根本理解を進め、有効性の高い医薬品の創製に資することを示した。

## 5 考察と自己点検

- (1) 予想以上のインパクトがあった
- ② ほぼ予想通りのインパクトが得られた
- (3) 期待したインパクトは得られなかった

本件のインパクトは、二つの提言がゲノム医療推進法とその後の基本計画、さらに日本医学会等及び製薬協による提言へと連続的につながった。

以上の記載に関して、必要に応じ、関係分科会委員長、関係学会担当者その他関係者に追加情報の提供及び確認を依頼することが考えられる。

インパクト・レポート作成責任者

日本学術会議第二部長（第26期）

臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会副委員長（第24期）

臨床ゲノム医学分科会委員（第25・26期）

臨床医学委員会脳とこころ分科会委員（第24・25・26期）

尾崎 紀夫

提出日 2026年6月23日